

# 破産手続書式集

監修  
深山雅也

新版

編集

第二東京弁護士会倒産法研究会

第1部 個人（事業者を除く個人）  
の破産の申立て

第2部 法人の破産の申立て

第3部 財産の保全と保全管理命令

第4部 申立て後から開始決定直後  
までの破産手続

第5部 破産手続を通じて使用する  
書式

第6部 財団の管理・換価編

第7部 債権の届出・調査・確定編

第8部 債権者集会・債権者委員会

第9部 破産管財人の税務

第10部 財団債権

第11部 配当

第12部 破産手続の終了

第13部 免責および復権

第14部 相続財産（及び信託財産）

第15部 他の手続への移行

慈学社

### 監修のことば

現行破産法が平成 17 年 1 月 1 日に施行されてから 13 年あまりが経過した。大正 11 年に制定された旧破産法を全面的に見直した現行破産法は、債務者の財産の適正かつ公正な清算を迅速に図り、債権者、債務者、その他の利害関係人の利害及び権利関係を適切に調整するとともに、債務者の経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的として制定されたものである。そして、その目的を実現するため、土地管轄の緩和、文書閲覧等の制度の整備、破産者等の説明義務の強化、自由財産の範囲の拡張、債権調査・確定手続の合理化、破産管財人の権限の強化、配当手続の合理化・迅速化など、手続面において新たな規律や制度を設けるとともに、租税等の請求権の一部の破産債権化、労働債権の一部の財団債権化、否認の要件・効果の見直し、相殺制限の要件の見直しなど、倒産実体法の規律が改められた。

現行法施行当初は斬新とも感じられたこれらの規律や制度は、今やすっかり破産実務に定着した感があるが、今日の破産手続は、裁判所（裁判官）をはじめとする破産実務を担う多くの法律実務家によって支えられ、育てられてきたものといえよう。

『破産手続書式集 新版』は、第二東京弁護士会倒産法制等民事法制検討委員会の編集により平成 18 年に発刊された『破産法書式集』の全面改訂版であるとともに大幅増補版である。改訂・増補作業に際しては、きわめて多数にわたる既存の類書も参照し、また、今回も東京地方裁判所破産再生部のご高閲を賜り、質・量ともに、破産手続に関する書式集としての「決定版」を目指したものである。

本書が、『破産法書式集』と同様もしくはそれ以上に、多くの法律実務家に活用されることを切に願うとともに、今後の破産手続のさらなる充実の一助となること期待する次第である。

平成 30 年 4 月

弁護士 深山 雅也